

長野県文化会館管理規則より抜粋

(利用料金の還付)

第15条 条例第16条第2号に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定める日とする。

(1) ホール、楽屋及び展示室並びにホール又は展示室と併せて利用する場合のリハーサル室、国際会議室及び会議室
利用日の40日前の日

(2) 国際会議室並びに国際会議室と併せて利用場合のリハーサル室及び会議室 利用日の10日前の日

(3) リハーサル室及び会議室 利用日の7日前の日

2 条例第16条第3号に規定する規則で定める特別の理由は、指定管理者が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を受けた場合であることとする。

3 条例第16条ただし書に規定する規則で定める額は、既に納付した利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 条例第16条第1号に規定する場合

ア 全く利用できなくなつたとき 100分の100

イ 利用予定時間の2分の1以上を利用できなくなつたとき 100分の50

(2) 条例第16条第2号に規定する場合

ア 第1項第1号に掲げる施設 100分の50(利用日の6月前の日までに取り消した場合にあっては、100分の75)

イ 第1項第2号に掲げる施設 100分の50(利用日の6月前の日までに取り消した場合にあっては、100分の75)

ウ 第1項第3号に掲げる施設 100分の50(利用日の1月前の日までに取り消した場合にあっては、100分の75)

(3) 条例第16条第3号に規定する場合 指定管理者が知事の承認を得てその都度定める率

4 条例第16条ただし書の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。